

公害防止計画制度について

令和 2 年10月

公害防止計画制度について

公害防止計画とは

都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下『公害防止計画』という）を作成することができる。（環境基本法）

- 1 現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
- 2 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

公害防止計画制度の改正

- 平成22年12月 中央環境審議会意見具申「今後の公害防止計画制度の在り方について」
- 平成23年3月 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）の有効期限を10年延長
- 平成23年8月 第2次地方分権一括法の一部施行に伴い、環境基本法を改正し、
 - ①環境大臣による策定指示を廃止
 - ②公害防止計画のうち公害防止対策事業計画以外の部分に係る環境大臣同意を廃止

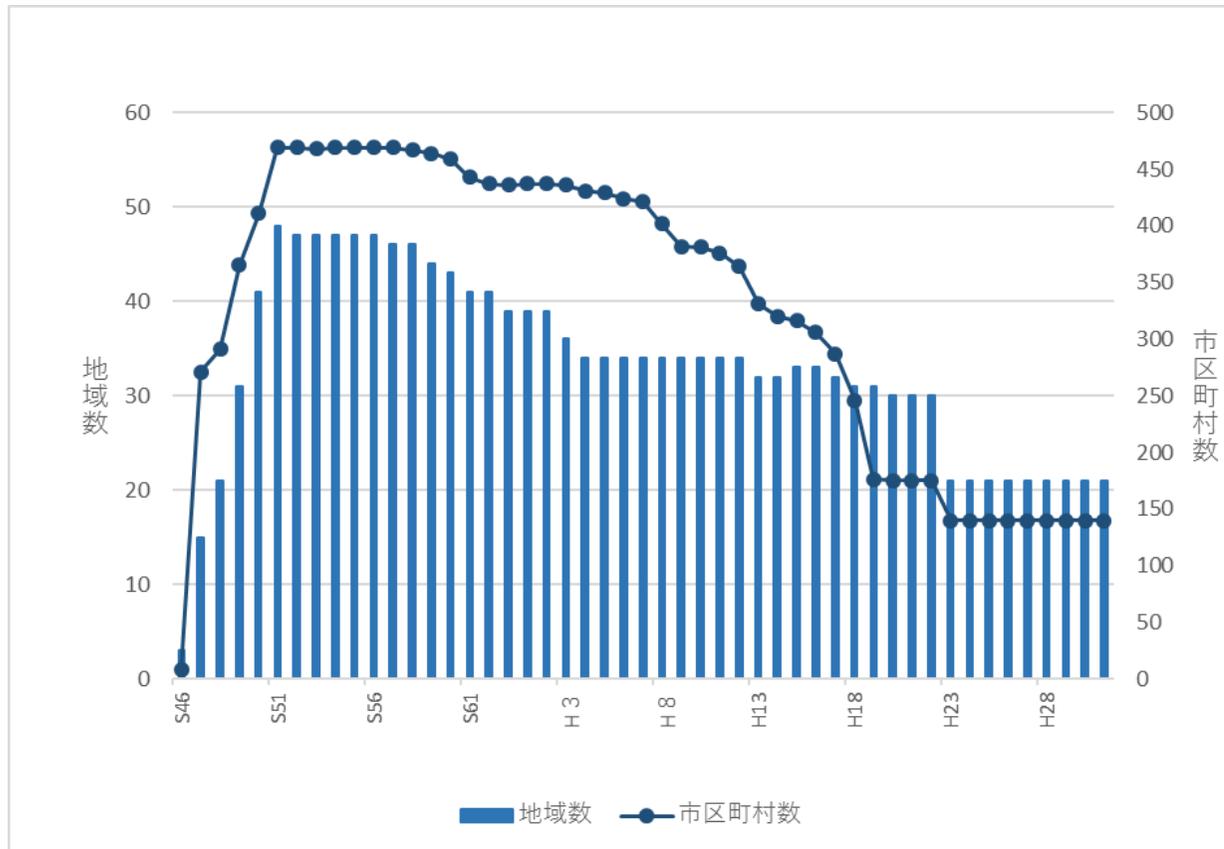
公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移

公害防止計画の策定状況

環境基本法に基づき、昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定された。平成15年度に2地域が策定され、これまでに52地域について策定された。

平成22年度末に全国30地域(24都府県)について公害防止計画は終了した。

平成23年の制度改正後、全国21地域(18都府県)について公害防止計画が策定されている。



※R1年度末時点での地域数および市区町村数は21地域140市区町村